

## 2019年度 農地中間管理機構活動方針

2019年3月19日  
一般社団法人  
東京都農業会議

東京都が定めた「東京都農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、東京都農地中間管理機構が農地の利用集積・集約化を推進するにあたり、2019年度の活動方針は以下のとおりとします。

### 1. 機構の事業推進体制

専任職員2人及び兼任職員を2人により事業を推進する。

### 2. 市町村等関係機関との役割分担

- (1) 東京都の62区市町村のうち、農地中間管理事業の実施が可能な農業振興地域を有する10市町村と業務委託契約を締結し、農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進していく体制を整備する。なお、一部改正法が施行され対象地域が拡大したときは、新たに事業実施が可能な市町村との連携をはかる。
- (2) 農業委員会と連携をし、出し手および認定農業者・認定就農者の掘り起こしを進め、農地集積と耕作放棄地の発生防止・解消に努める。
- (3) 東京都および関係機関との連携を強化し、情報の収集及び把握に努める。

### 3. 農地中間管理事業の推進に関する活動目標

農用地等の借入面積目標 3ha

農用地等の貸付面積目標 3ha

### 4 目標を達成するための活動計画及び内容

2019年									2020年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
(1) 農地の借受希望者の募集 (2) リーフレット等の作成と配布 (3) 新規就農希望者とのマッチングと事業の活用 (4) 認定農業者等担い手との意見交換 (5) 関係機関との連携			(6) 利用意向調査による事業推進											
			(7) 一部改正への対応(予定)											
			(8) 担当者会議の開催											
			(9) 共有者不明農地に利用権を設定を可能とする措置を活用した貸借を進める											
			(10) 地域ごとの連携											

- (1) 2019年4月1日から2020年3月31日まで農用地等借受希望者の募集（島しょ地域は通年）を実施し、農地の借受けを希望する者への対応をはかる。
- (2) 農業委員会だより等情報誌への掲載、事業パンフレットの作成および配布、島しょ地域においては農地募集リーフレットの配布を行い、農地所有者へ事業周知を図っていく。
- (3) 新規就農希望者と農地のマッチングを進め、農地中間管理事業による農地のあっせんを推進する。
- (4) 認定農業者の会合等の機会を活用して、受け手となる認定農業者および認定就農者等との意見交換を行い、担い手への農地中間管理事業の活用による農地の流動化等についての周知徹底をはかっていく。
- (5) 農地中間管理事業を推進するため、東京都をはじめ関係機関との連携を強化する。
- (6) 農業委員会が実施する利用意向調査による農地の貸付希望者の把握と農地中間管理事業による農地の流動化を進める。
- (7) 農地中間管理事業法の一部改正の施行により、新たに事業対象地域となる見込みの市町村において、あらかじめ制度の周知および円滑な制度移行を進めていく。
- (8) 市町村担当者会議を開催し、事務手続等を円滑に進める
- (9) 農業経営基盤強化促進法の一部改正により施行された共有者不明農地に利用権設定を可能とする措置を活用した貸借を進める。
- (10) 地域ごとに連携をはかり、以下のとおり進める。
  - 1) 島しょ地域（5町村）

農業者の高齢化等より担い手不足の状況にあることから、通年での公募を実施するとともに、農地募集リーフレットの配布、新たな制度の周知および認定農業者等への事業説明及び意見交換を実施する。

特に、農業経営基盤強化促進法の一部改正により施行された共有者不明農地に利用権設定を可能とする措置を活用した貸借を進める。
  - 2) 多摩地域（5市町）

2018年度に多摩地域ではじめて事業実施されたことを受け、さらなる制度推進に向け、市町村との連携をより一層進め、マッチングに結びつけていく。